

平成26年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

平成26年3月5日（水曜日）

議事日程第3号

平成26年3月5日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（26人）

1番 富岡喜芳	2番 秩父博樹	4番 佐藤隆盛
5番 後藤健	6番 佐藤育男	7番 石塚柏
8番 藤田和久	9番 佐藤文子	10番 小山緑郎
11番 茂木隆	12番 佐藤芳雄	13番 古谷武美
14番 武田隆	15番 金谷道男	16番 高橋幸晴
17番 大野忠夫	18番 小松栄治	19番 渡邊秀俊
20番 佐藤清吉	21番 児玉裕一	23番 千葉健
24番 大山利吉	25番 本間輝男	26番 鎌田正
27番 橋本五郎	28番 橋村誠	

欠席議員（2人）

3番 細谷洋造 22番 高橋敏英

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	老松博行	教育長	三浦憲一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	元吉峯夫
企画部長	小松英昭	市民部長	山谷勝志

健康福祉部長	今田秀俊	農林商工部長	佐々木誠治
建設部長	田口隆志	上下水道部長	小松春一
病院事務長	伊藤和保	教育指導部長	小笠原晃
生涯学習部長	佐藤裕康	総務課長	伊藤義之

議会事務局職員出席者

局長	木村喜代美	参事	伊藤雅裕
主幹	堀江孝明	副主幹	田口美和子
主査	佐藤和人		

午前10時00分開議

○議長（橋村 誠） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は、3番細谷洋造君、22番高橋敏英君であります。

○議長（橋村 誠） 議事に先立ち、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。栗林市長。

○市長（栗林次美） 昨日、答弁を保留させていただきました2件につきまして、古谷議員からの質問にありました築100年以上の古民家の数の関係につきましては生涯学習部長に、大野忠夫議員から質問のありました組合病院の消化器内科の医師の数の関係につきましては企画部長に、それぞれ答弁させていただきます。

○議長（橋村 誠） 佐藤生涯学習部長。

○生涯学習部長（佐藤裕康） 古谷議員からの観光資源としての文化財認定に関する資料についてお答え申し上げます。

大仙市内の古民家につきましては、文化的視点で全体を把握する調査は実施されていない状況にあります。

また、古民家の定義につきましても、国や県等の行政機関で基準は設けておりませんが、民間の一般社団法人住まい教育推進委員会が、古民家を学び残す活動の中で建築後50年以上を古民家と呼んでいるようであります。

現在、市教育委員会で把握しております古民家的建築物は、秋田県教育委員会が平成

14・15年に全県を対象に明治期から戦前までに建てられた建築物の所在を把握する目的で実施しております「秋田県近代和風建築総合調査」の報告書によるものであります。

その調査によりますと、全県で1,861件の建築物がリストアップされております。うち大仙市の範囲内では139件が報告書に登載されてございます。

なお、報告書の数値は、調査後、年数が経過しておりますことから、現状との相違が想定されますので、この点ご留意いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋村 誠） 次に、小松企画部長。

○企画部長（小松英昭） 大野忠夫議員の現在仙北組合総合病院の消化器内科の医師数はどれくらいかというご質問にお答え申し上げます。

消化器内科の医師数につきまして、昨日、仙北組合総合病院に問い合わせましたところ、常勤の医師は4名、それから秋田大学医学部から毎日1名、それから市内の開業医が定期的に病院に入り、消化器内科の業務に対応しているという回答をいただいております。

以上であります。

○議長（橋村 誠） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（橋村 誠） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

14番武田隆君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、14番。

【14番 武田隆議員 登壇】

○議長（橋村 誠） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○14番（武田 隆） 大地の会の武田でございます。

今回の質問は、農業問題と特養の件について見解を伺いたいと思いますので、明解な答弁をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

まずもって大仙市の農業ビジョンと農業政策についてでございますけれども、昨年末、国がTPP交渉をにらみながら打ち出した水田農業政策の大幅な改革は、農業、特に米

作主体を基幹産業として取り組んできた秋田県、そして我が大仙市にとっては大問題であり、全ての農家は困惑と不安にさいなまされている状況であります。

日本の大半の農家は、昭和21年の農地改革により自作農家となったことを契機に、生産意欲の向上により米の生産に努力を重ねてきました。昭和45年からの減反政策、昭和48年のオイルショック、平成5年のガットウルグアイラウンドの合意によるミニマムアクセス米の導入、平成7年には50年以上も継続されてきた食糧管理制度の廃止、平成16年の改正食糧法による米の流通完全自由化、米価の値下がり等々、様々な艱難辛苦を味わいながらも脈々と米づくりをしてきたことも厳然たる事実であります。

この度、国が打ち出した政策は、米農家の生産はもちろん、生活にも多大な影響を与え、離農する農家も出現することは間違いないものと考えられます。今後の農業は、白紙に一つ一つ線を引くように、ゼロからの農業再編に取り組んでいかなければならない重要な問題であると思っています。

そこで、今後の大仙市の農業ビジョンと農業政策につきまして、8点にわたり市長に質問させていただきます。

まず1点目でございますけれども、市長は大仙市を日本の食料供給基地とすると述べておりましたし、大仙市の将来像を「人が生き 人が集う 夢のある田園交流都市」とうたっております。この信条は変わっていないことと察しておりますが、改めて市長の思いを伺いたいと思います。

2点目です。国の政策では、農地集約・大規模化を目指す内容が盛り込まれています。大仙市は、合併以来、担い手確保の一環として集落営農、法人化を推し進めてきました。市が目指してきた方向は、ある意味において間違いではなかったと言えると思います。

しかし、平成23年、集落営農58件、法人63件、平成24年、集落営農56件、法人67件、平成25年、集落営農54件、法人68件と、大規模化が停滞しているのが現状であります。市として大規模化に拍車をかけていく必要があると思われませんが、どのような対策・方法で臨まれるのか伺います。

3点目です。中山間地域では中・小規模の家族経営の農家が米作を中心とした農業を継続するであろうと考えられます。また、中山間地以外でも個人として複合経営で再生産できる所得を得ている農家もおります。このような中・小規模、個人農家をいかに守っていかれるのか、考え方とその対策を伺います。

4点目であります。現在、秋田県、大仙市とも農業所得は8割以上が米の販売収入が

占めております。県の試算では、現在1,098億円ある米の販売額がTPPに加入した場合、52%減の527億円に減収するという統計が出ております。大仙市の場合、米の販売額は県の試算よりもっと大きな率で収入減となることが予想されます。国は、26年産から直接支払交付金を10a当たり7,500円に削減し、30年産から生産調整の見直しと同時に廃止するということしております。これからは国の交付金・補助金に頼らず、米の所得維持を図る必要があります。米の生産に適している大仙市の米づくりをどのように位置付けをし、どのような政策、対策をもって守っていかれるのか伺います。

5点目であります。国の政策では、水田のフル活用を進めるため、飼料用米と米粉用米に数量支払いを導入し、上限10a当たり10万5千円として主食用米からシフトさせようとしていますが、飼料用米、米粉用米ともに秋田県には加工工場がないことや、特に飼料用米は種子、収穫機械、乾燥機械等の問題があり、作付に向かう農家は少ないことが予想されます。大仙市として米との複合作物としてどのような作目を選択、推奨し、農家の所得維持・向上を図っていかれるおつもりなのか伺います。

6点目であります。県内でも光や温度などを人工的に制御し野菜を生産する「植物工場」の開設が広がりつつあります。ローソンが羽後町にベビーリーフの栽培を始めることが決まりましたし、県内では秋田市のフィデア総合研究所、横手市の横手精工、TDKなどがビジネス化を進めており、鹿角、秋田、にかほ、横手の4市で1施設ずつ稼働しております。

全国的には、王子ホールディング、三菱ケミカル、富士通、日清紡、三井不動産、オリックス不動産等が参入しております。

大仙市としても、これらの企業と連携を図り、モデル的に1施設でも稼働できるよう働きかけ、葉もの野菜の生産・販売をすると同時に、雇用の場の確保をも目指すべきと思いますが、市長の考えを伺います。

7点目であります。園芸のメガ団地を中仙清水地区に整備することになっていますが、冬期間の農業所得を確保するためにメガ団地としないまでも他地域にも温室栽培ができる施設整備を促進するべきであると考えます。現在、ハウス栽培は石油の高騰や大雪の影響で、なかなか取り組みする農家が少ない状況にあります。木材チップや薪ストーブの活用、地熱の利用等、熱源の工夫によってはコストを下げられる要素は十分考えられます。園芸作物栽培拡大のためにも、是非とも検討していただきたいと思いますが、

市長の考えを伺います。

8点目です。農業の大転換、大幅な改変に対応し、農家の理解、協力を得るためには、農家との徹底した議論が欠かせないことでもありますし、政策や対策を考えていくためにも、各農業従事者の思いを反映させていくことが重要であると思われまます。

そこで、本庁・支所合同の仮称「農業政策プロジェクトチーム」を立ち上げ、対応に当たる必要があると考えます。また、法人、集落営農、個人農家を含めた仮称「農業再生会議」を立ち上げることも必要であると思ひます。プロジェクトチームや農業再生会議の意見・提言を受けた上で、大仙市の農業振興計画を早急に改編する必要があると思ひますが、市長の考えを伺ひます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（橋村 誠） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 武田隆議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、本市農業の位置付けや私の農業についての考え方ではありますが、本市は豊かな自然、肥沃な土壌と水利条件のもと、全国でも有数の穀倉地帯をなし、また、個々農家の絶え間ない生産技術の鍛錬により、稲作の好適地・良質米生産地としてその地位を築いてまいりました。

この度の国の農業政策の大転換は、農業を基幹とし、とりわけ米に大きく依存する本市にとって非常に大きな決定ではありますが、水田農業という優れた生産基盤を使って、安全で安心、そして高品質・良食味米の米をはじめとした農産物を消費者、国民に届けることが本市の責務であると考えております。

次に、農地集約大規模化につきましては、地域農業の担い手確保が喫緊の課題であるとの考えのもと、平成18年度から大仙市集落営農・法人化支援センターに専門指導員を配置し、その母体となる集落営農組織や農業法人の育成を推進してまいりました。

集落営農組織については、国の品目横断的経営安定対策に対応するため、平成18年度から多くの集落で組織されましたが、現在では農地集積や機械施設の導入にかかる国のメリット措置は、優先して農業法人を支援する形となっており、国としても既存の集落営農組織の法人化を推進しております。

この状況を受け、本市では法人化支援センターを中心に、集落営農組織から集落型農業法人への移行を推進してきたところであり、年明け以降、新たに7法人が設立され、

平成26年1月末現在の当市の集落営農組織は50組織、農業法人は75法人となっております。

集落営農組織及び農業法人の経営面積の市全体に占める割合は、およそ19%で、個々の認定農業者の経営面積を合わせた担い手への集積率は約55%となっております。

法人化に当たっては、集落や地域の農地を集積し、米を主体とした土地利用型で取り組む集落型法人、加工部門など6次産業化に取り組む法人など多様化が進みつつありますが、農業に関連する法人にあっては、この度の政策転換により収益と投資のバランスの見極めや農地集積によりコスト縮減を図り、所得の確保と経営の安定化が一層重要になってまいりますので、それぞれの対応に応じた支援を関係機関の連携強化により取り組んでまいりたいと考えております。

なお、担い手への農地利用の集積・集約化の推進に当たっては、平成26年度から県単位の農地中間管理機構が創設され、加速化を図ろうとしており、こうした施策を有効に活用しながら地域農業の持続的な発展に努めてまいります。

次に、中山間地域の中・小規模農家や中山間地域以外の個人複合経営農家をいかに守っていくかにつきましては、中山間地域など条件不利地域については、市単独の「小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業」により、営農環境を整えながら米づくりを支援するほか、中山間地域の農地の引き受け手に対する助成、これも市単独であります。「中山間農地引き受け手確保事業」などにより、農地の有効活用を図り、生産性の向上と地域コミュニティの維持に向け、引き続き取り組んでまいります。

また、中山間地域において好適作物とされるソバや狭隘地域でも栽培可能で比較的短年で収穫できるブルーベリーに対しても支援を行い、地域の農地を維持し、有効活用を図り、営農を継続できる環境整備を進めてまいります。

中山間地以外における個人複合経営農家の経営の安定化のため、県事業である「県農業夢プラン事業」や市単独事業の「畑作園芸振興事業」により、複合部門に係る機械や施設等の初期導入経費の軽減を図り、早期に安定的経営に結びつくよう引き続き支援してまいります。

次に、国の交付金・補助金に頼らない米の所得維持を図るための政策・対策につきましては、まずは農林水産省が平成24年12月にまとめた「WTO農業交渉の主な論点」によると、先進各国で国内農業を守るため農業生産者に対して補助金や価格補償などの助成を行っております。この農業補助の農業総産出額に占める割合は、日本が

31.6%、米国が38.9%、EUが23.5%となっております。日本に限らず先進国においても各国の事情、あるいは戦略による保護政策がとられており、その上に農業が成り立っているという状況であります。

また、これとは別に農業に限らず各国とも項目毎に関税による保護政策をとっているわけではありますが、2月25日に閉幕した環太平洋経済連携協定（TPP）の閣僚会合では、最大の焦点である日米関税協議の合意が見られず、TPPの妥結は先送りとなりました。

昨年5月、県が平成20年の各品目の産出額をベースに影響額を試算すると、米に関する減少率は52%、減少額571億円となっております。この中で市町村毎の数値の公表はありませんでしたが、米の産出額の多い当市にとって影響額は多大なものと考えております。

さらに、平成26年度からは米の直接支払交付金が現行の10a当たり1万5千円から半減されることにより、平成25年度ベースで単純試算した場合、平成26年度で約7億5,000万円減少することになり、平成30年度にはこれもなくなります。国の生産調整の手法の見直しとして、5年後を目途に行政による生産数量目標に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となり、需給に応じた生産が行えるようこの後4年かけて体制づくりを進めていくこととしております。

需給に応じた生産となりますと、売れる米づくりの推進が必須となるわけであり、産地化競争の激化や価格形成の中で、主体性を持ちながら当市農業の位置付けを確固たるものにすることは極めて難しいものと考えております。

したがって、稲作の好適地、良質米生産地として今まで築き上げてきた地位を維持し、売れる米づくりを推進しつつも、米に大きく依存した農業構造からの脱却と広範な水田の有効活用を図ることが当市農業の方向性を打ち出す上での大命題となります。

当市農業の現状において、平成25年度の経営所得安定対策の実績を見ると、加工用米が最も多く1,509ha、次に大豆が861ha、次いで牧草など飼料作物が423haとなっております。

40%近い生産調整が求められる中、土地利用型作物での取り組みが不可欠となりますが、当市では以前より農業集落組織や農業法人を中心に大豆生産に取り組んでおります。近年、作付面積は暫減傾向にあり、収量・品質とも停滞気味ではありますが、大豆

に関しては圃場の大区画化や機械設備などの生産基盤は整っており、基本的な生産技術も有しております。

また、何よりの強みとして大豆の専門研究機関である農研機構東北農業研究センター大仙研究拠点があります。平成26年度においては、この研究センターの協力を得て、市内3カ所程度に大型の実証圃を設置し、湿害防止対策や高温乾燥障害への対応など、生産技術指導を仰ぎながら収量・品質の向上と生産技術の平準化を目指してまいります。

また、このほか団地化推進を基本に、収量・品質の各項目の実績を総合的にポイント評価し助成金を交付するほか、高品質大豆を出荷した経営体に助成措置を講じることとしております。

30年度の生産調整の手法の見直しを見据え、生産者自らの研鑽をお願いすることとなりますが、関係機関の連携のもと、大豆の生産振興による所得の維持・向上を図り、変化に耐え得る強い農業の実現に向け邁進してまいりたいと思っております。

次に、生産調整における農家の所得維持向上を図るための品目の選択・推奨につきましては、国は食料自給率・自給力の向上を図る観点から、需要に即した主食用米の生産と輸入に大半を頼っている大豆、小麦や飼料用米等のバランスのとれた生産を促そうとしております。特にこの度の政策においては、全国的に増加傾向にある飼料用米や米粉用米については、数量割合による助成を新たに設け、生産を後押ししようとしております。

しかし、当市においては飼料用米、米粉用米とも減少しており、平成23年度飼料用米は69.5ha、米粉用米は16.1ha、平成24年度はそれぞれ50.4ha、14.2ha、平成25年度では33.1ha、5.2haとなっております。

米粉用米については、需要の増大は見込まれておらず、また、飼料用米については、飼料用として輸入しているトウモロコシの代替として相当量の需要はあるものの、飼料の配合工場は秋田県になく、集荷・流通・保管施設など増産に向けた条件整備が整っておりません。そして何よりも平成26年度最高額の11万7千円を得るため基本となる多収性専用品種の種子が確保できない状況と伺っております。

この状況を踏まえ、JA秋田おばこでは、飼料用米の最高額と同程度の手取りが見込まれる加工用米の複数年契約を推奨しております。

市といたしましても平成25年度に比べ生産調整が1.7ポイント強化される場所であり、個々農家とも調整が必要となりますので、大豆の作付拡大が難しい地域にあつ

ては、現行で最も取り組みやすく、相応の所得が見込まれる加工用米や飼料用米として需給及び生産体制が整っているホールクロップサイレージでの対応が現状では望ましいのではないかと考えております。

次に、植物工場につきましては、市内でも水耕栽培によるサニーレタスやイチゴの栽培に取り組んでいる農業法人等もあり、温度や養分・灌水などを制御するシステムが導入されております。

また、菌床シイタケにおいては、温度や湿度を機械的に制御した栽培方法が普及しており、加えて平成27年春の本格栽培に向けて計画中の中仙地域における園芸メガ団地の養液栽培システムによるトマト栽培など、その品目も増えてきております。

市におきましても東部新規就農者研修施設では、水耕栽培システムを既に導入し、研修の一環としてイチゴ栽培に取り組んでいるほか、平成26年度には西部新規就農者研修施設に養液栽培システムを設置することとしており、両栽培方法を若い後継者の方々に研修していただくこととしております。

植物工場につきましては、設置に当たり、高額な初期投資がかかることや光源・空調など高い運営コストによる生産性の問題、生産物の販売先の確保、価格設定など克服すべき課題が多いことから、県内企業の取り組みの状況を視察するなど、その動向や情報の収集に努めてまいりたいと思います。

次に、温室栽培が可能な施設整備につきましては、市では国や県・市の事業などにより園芸作物の振興に努めてきたところであり、アスパラガスや枝豆の売り上げは2億円を超え、花卉や菌床シイタケも1億円を超える作物となっており、水耕栽培の取り組みも行われております。

しかし、円安や原油価格の高止まりによる暖房用の重油や灯油価格が高騰しており、冬期の施設園芸の生産コストが嵩み、経営への影響が懸念されているところであります。

このため、市では23年度からもみ殻ボイラーの導入を進めており、現在3法人で3台が活用されており、ヒートポンプについては把握しているだけで12法人16台が稼働しております。

また、木材チップや木質ペレットなどの暖房用ボイラーも開発・販売されておりますので、施設園芸における低コストの経営構造への転換と冬期園芸作物の振興を図るためにも、今後も各品目に対応した設備の導入を推進し、農家所得の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業政策プロジェクトチームの立ち上げにつきましては、市の農業全般に関する課題や今後の対応についての検討、各地域特有の問題点などについて本庁と支所が一体となって取り組むため、年3回、農林担当課長・参事等会議を開催しております。

加えて、担当者においても米の生産調整、担い手対策、災害復旧、農村整備の推進、畜産振興等、それぞれの担当分野において定期的な開催はもとより、新たな施策への対応が必要となった場合は臨時会議を開催して手続きの統一や課題、情報の共有に努めております。

市内の農業法人、認定農業者で組織する認定農業者会議は、市内8地域に組織されており、総会、研修会の場において地域の課題や農家の声を直接お聞きしているほか、各地域の協議会を一本化した大仙市認定農業者連絡協議会も組織しており、広く各地域・各農家のご意見をお伺いし、市の農業施策に反映してまいりました。

また、集落営農組織におきましても大仙市集落営農組織連絡協議会を組織して、営農に向けた情報交換を行っております。

今後も農業法人、認定農業者、集落営農組織に加え、JA等の農業団体のご意見・ご提言を市の施策に活かすため、議員ご提案の仮称「農業再生会議」を組織し、次の大仙市の農業振興計画の土台づくりにしてまいりたいと考えております。

ご案内のとおり、国においては5年後に生産調整の手法の見直しを行うなど、農政は大きな転換期を迎えておりますが、今後、国の農業政策の内容が、より明らかになり次第、平成23年度からの市の農業振興計画につきましては、当面その一部を見直しして進めてまいりますが、平成28年度から予定している新たな農業振興計画につきましては、より本市の実情に即した計画にするとともに、その際には市内の農業従事者、農業関係団体のご意見を広く拝聴の上、策定してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、14番。

○14番（武田 隆） 再質問をさせていただきます。

まず1点目の、市長の農業に対する思いは、十二分に理解しておるところでございます。いずれ田園交流都市像である田園を維持し守っていかれることを切にお願いしたいというふうに思います。

2点目の、大規模化を推し進める方策でございますけれども、集落営農・法人化に向かっていくことが農業者の高齢化、担い手不足の解消につながっていく最良の方策であると考えます。このことを推し進めていくためには、コミュニティ単位で今後の農業について話し合いをし、方向を見出していくことが重要であります。地域によってはなかなか先頭に立ってこのような場を設けられるような人材もいない地域もありますので、市と農業団体が連携を取りながら、地域に入って話し合いの場を設けていけるように仕掛けをすることが必要と思われまます。大規模化がなかなか進まないのも、地域においての話し合いが不足していたことも要因であると考えられますので、人員の問題等もあると思われまますけれども、市長の考え方を伺いたいと思われまます。

3点目は、2点目と同様に中山間地における中・小規模農家と個人経営農家を守っていく方策でございますけれども、2点目と同様に集落に入って小規模農家、あるいは個人経営者と話し合いによっての方向性を見出していくことが必要ではないかというふうに思われまますので、この点についてもよろしくお願い申し上げたいというふうに思われまます。

4点目の交付金・補助金に頼らない米づくり策についてであります。販売米をいかにして付加価値をつけ、高い価格で売るのが重要になっていくと思われまます。有機米や減農薬米を推進していくことが、これからは重要になってくると考えまます。

現在の水田は、化学肥料の多量施肥や農薬散布によって土そのものが弱っている状況にあると思われまます。良食味米を作るためにも、堆肥による土づくり、土壌改良をいま一度見直ししていくべきであるし、減農薬による食の安全を消費者にPRできるものであるし、資材のコスト低減にもつながっていくというふうに思われまます。米づくりの原点に返った政策実施も必要になってくると思われまます。市長のお考えをもう一度伺いたいと思われまます。

5点目の水田フル活用を進めるための推奨作物の件でございますけれども、大豆、枝豆等は補助金も現行どおりであり、推進していく上では重要な品目であると思われまます。水を嫌う作物であることからして、適する地域、適さない地域があるということも事実であります。また、秋田県では平成25年の大豆作付面積は5年前より3割も減っております。市として、この要因を精査しておるのか、そして、水田を畑地にするためには土地改良による対策が必要であると思われまますけれども、この点についての考え方も伺いたいと思われまます。

6点目の植物工場の開設、あるいは推進の件でございますけれども、廃校になった体育館、あるいは空き工場等、大仙市としても有効利用できる場所は確保できると思われ
ます。あとは市として新規事業として取り組む意思があるかどうかということであると思
いますけれども、市長の考え方はどうでしょうか、伺います。

7点目の冬期間の農業所得確保のためのハウス栽培についてでありますけれども、今、
環境にやさしい地域をつくるということが国全体の一つの課題になっておりますけれど
も、例えば市内の企業に薪ストーブを生産してもらい、あるいは木質ペレットの加工場
の建設をお願いする、こういうことによって市内にそういう工場等ができ得れば、大仙
市の経済発展にも大きく貢献していくものと思われるし、こういうものが普及していけ
ば環境にもやさしい地域になるというふうに考えます。大仙市としては、産・官・学の
連携協定を結んでいることから、大学と連携を取りながら熱源の研究をしてもらう等し
ていただければ、熱源のコスト削減を図ることも可能かというふうに思います。コスト
削減が可能になれば温室栽培、ハウス栽培の進展がもっともっと図られると思いま
すけれども、市長の考え方を伺いたいと思います。

それから、8点目ですけれども、大仙市農業者の再編政策を考えていくためには、2
点目でも述べたように、農業従事者の方々と忌憚のない話し合いが重要であると思
えます。JAとも連携を取りながら各支所に農業班を設置し、いつでも対応・相談でき
るような体制を整えることが必要だというふうに思いますけれども、市長の考えを伺
います。

この点につきまして、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 武田議員の再質問に、できるだけお答えしたいと思いま
す。

先程、全体の流れの中でかなり詳しく市の考え方も含め、私の考え方も含めてご説明
申し上げましたつもりですけれども、幾つかまだ不足しているというようなお考えのよ
うでありますので、今メモしました部分でできるだけ答えたいと思います。

まず、集落営農・法人化の問題のところでありまして、大仙市ではいわゆる人
・農地プラン、この地域の農業をどうしていくかという、地域コミュニティをどうし
ていくかというこれを丁寧はずっとやってきまして、様々な形でこの地域、この地区の方
向づけ、そういうものを何とかしていこうということで、そういうことはずっとやって
きております。それを土台にしながら、今、我々は法人はかなり進んでいると思っ
ておりますけれども、議員ご指摘ではまだ全体に集落営農・法人が少ないのではないかと
いう

ご指摘のようでありますので、こうした基礎的なものはできていますので、これをもとにしながら18年から集落営農・法人化支援センターというものを設けて専門に指導員を置いて活動しておりますので、そういう組織も活かしながら市全体として、よりこの問題に取り組んでいきたいと、こういうふうに思っております。

それから、それを通じて集落には一生懸命入って集落の皆さんと協議はしてきたつもりでありますので、その後もう一息、組織化という問題について取り組ませていただきたいと思えます。

それから、米づくりの原点に立ち返ってやらなきゃいけないのではないかとということで、もちろんそのとおりだと思います。様々な土づくりから含めまして環境にやさしい米づくりであるとか、様々な手法で頑張っている生産組織がありますので、そういうところをできるだけ支援してまいりたいというふうに思っております。

また、秋田県ではいよいよ、あきたこまちにかわる新しい全国に通用する食味米の品種の本格的な開発に取り組むという状況にもあるようでありますので、早くこういうものがまた出ることを期待しながら、肝心の土台づくりの面ではまだまだやらなければならないこと、これはJAとも連携体制等含めて我々頑張っていかなきゃならないと思っております。

それから、大豆の関係でありますけれども、確かにご指摘されるように様々な問題があります。ただ、全体的に見ますと、かなりまとまった形できちっとブロックローテーションを組んでやっている大豆産地化しているところもかなりあります。全体に大豆の作付、いろんな問題が減ってきているというのは、私は全体とすれば、いわゆるバラ転的要素のところではないかなというふうに考えております。きちっとまとまった形で、きちっとした生産技術、もちろんそれには水対策も含めて入るわけですがけれども、そういう体制を敷いた上でこの土地利用型作物としての取組みの大豆を何とかしていくということが、我々、今、農業大転換の中で課せられた課題ではないかという認識を持っております。幸い、国の農業研究機関がこの畑作部門がここにありますので、その先生たちともいろいろお話をさせていただいております。研究センターとしても本格的に、単なる技術指導という概念にとどまらず、入ってきちっとした大豆生産の体系をつくるという実証圃を通じてやっていこうという、そういう話し合いが行われて新年度予算でこういうことを組んだわけでありまして、何とか成功するように、実証圃の成功というのはおかしいんですが、きちっとものをやればやろうとする生産者の皆さんが参考に

できるのではないかなと思いますので、そういう体制をとってみたいと思います。

それから、この植物工場の関係であります、もう少し勉強させていただきたいと思
います。

先般、大仙市の企業連絡会の皆さんと、それから市の部長会合同で、実は昨年、実際
の横手精工さんの工場を見せていただくということで研修会を開く予定でしたけれども、
急きょ大雨がありましてですね、それが中止になっております。今年是非企業連絡会の
皆様とご相談しながら、そういう意味では全然概念の違った植物工場、企業がやってい
る工場、植物工場というものはどういうものかというのを実際我々もやっぱり見てみな
きゃならないと思っていますので、すぐに取りかかるというのはなかなかあれですけれ
ども、まずは全体の企業誘致のルートでつかんでおります我々の情報の中で、食品関連
のところもありますので、そういったところにはいろいろ訪問しながら、まず我々が勉
強する、あるいはそちらからのアイデア等も聞ければ聞いたりすることを調査を
してまいりたいと思っています。

それから、最後のこのバイオマスのなものを大仙市内の工場を作ってやれないかとい
うご指摘のようでもありますけれども、なかなかこれはペレット工場等につきましても、
かなり仕組みをしっかりと大量にやらないと採算に合わないというふうに聞いており
ますので、むしろ今、秋田県内でも少し大型のこういう施設が立ち上がっているよう
でありますので、こういうところから仕入れるという方が私は懸命ではないかなと、小さ
い工場を作っても対応できないのではないかなというふうな考えもありますが、まずこ
うした様々ないわゆる石油関係、非常に不安定で値が高い、電気も含めてですけれども、
それに代わる安くて安定した温度が出るようなものということについては、いろいろ研
究していかなくちゃならないと思っています。身近なものとして今、市が進めておりま
すもみ殻ボイラーであるとか、あるいは地中熱の関係についても、我々はまず福祉施設で
そういうものを取り組ませていただいておりますが、様々な意味で農場関係にも利用さ
れているようでもありますので、こういうまずあまりリスクのないものを熱源、温度源と
するようそういう仕組みを市としてはやっぱり優先すべきではないかなと思っていま
すので、そういう答弁にさせていただきたいと思います。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、14番。

○14番（武田 隆） 回答はいりませんが、いずれこれからの大仙市の農業を考えていく場合、農家との話し合いが一番重要であるというふうに思います。そういった意味で、積極的に農家と話し合いをし、そして方向付けをしていくというような方向で何とか臨んでいただきたいというふうに思います。

返答はいりません。

○議長（橋村 誠） 次に、2番の項目について質問を許します。

○14番（武田 隆） 特別養護老人ホームの増設と大都市からの入所者の受け入れについてお伺いをいたします。

大仙市の人口動態を見ますと、平成26年1月末時点で総人口が8万7,696人でありまして、合併時の平成17年に比較して7,459人減少しております。この中で75歳以上の方の人口は、26年1万6,753人で、合併時よりも3,142人増加しております。平成23年から3カ年でも200人の増加というふうになっております。このように、後期高齢者の方々の増加とともに特別養護老人ホームの入所希望者も年々増加しているのが現状であります。

平成25年4月の段階で大仙市の待機者は400人であり、現在はもっと増えているものというふうに考えられます。一方、受け入れ先である特別養護老人ホームの施設数は、一部事務組合の施設を含めて11施設、床数は全てで687床であります。

特別養護老人ホームに入所を希望される方々は、自宅での家族による介護が非常に難しい方々であり、家族の方々も日常の生活において非常に難渋されていることとと思います。大仙市として特別養護老人ホームの増設、床数を増やしていくべきであると思いますが、市長の考えを伺います。

次に、東京都では特別養護老人ホームへの待機者が4万人を超えていると言われております。ところが建設価格の高上がりや建設場所の問題等があり、特別養護老人ホームの増設はなかなか進めていけない状況であるということでもあります。

杉並区では、交流のある静岡県南伊豆町に特別養護老人ホームを整備する計画を進めているようであります。杉並区では施設不足に伴う待機者の解消が図られますし、南伊豆町では雇用の創出ができるということで、両自治体の思惑が一致したということであると思います。

厚生労働省の平成24年度の調査では、全国848自治体のうち92の自治体が特養への都市部高齢者の受け入れを希望しているとのことでもあります。但し、現在の法律上、

入所者は特養の所在地に住民票を移さなければならないこともあり、医療費を入所前・後どちらの自治体が負担をするのか等の問題が残されておりますが、現在、厚労省では75歳以上の高齢者が平成37年には2,100万人を超える見通しであるということからして、遠隔地への都市部からの特養誘致に対する法改正の検討に入っているようであります。

大仙市としても社会福祉法人等との話し合いを進めるなど、都市部高齢者受け入れのための特別養護老人ホームの誘致を検討すべきであると思っておりますし、県とも連携を取りながら法改正を国に働きかけていくことも必要であると思っておりますが、市長の考えを伺いたいと思っております。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 特別養護老人ホームの増設と大都市からの入所者の受け入れについてであります。現在、大仙・仙北圏域の特別養護老人ホームは17施設1,001人の定員数であり、そのうち大仙市内の施設数は11施設、定員数は687人となっております。この数は、秋田市に次ぐ入所定数となっており、施設サービス以外のデイサービスやショートステイなどのほか、小規模多機能型居宅介護やグループホームなど、通いや泊まりなどを組み合わせた身近な地域で特別養護老人ホームと同様の介護サービスを受けることができる地域密着型サービスも含む介護サービス全般において、県内でも整備が進んでいるものと認識しております。

特別養護老人ホームなど介護保険施設の整備につきましては、これまで3カ年を計画期間とする大仙仙北広域市町村圏組合介護保険事業計画に基づき、組合構成市町とも協議をしながら計画的に整備をしてきたところですが、現在の第5期介護保険事業計画期間においても29床の増床を計画しており、19床については既に整備が済み、平成27年3月末までに残り10床の増床が予定されるところであります。

議員ご指摘のとおり大仙市においても特別養護老人ホームの入所申し込みは年々増加しており、県調査の「介護保険施設入所申し込み者調べ」の平成25年4月1日現在のデータによりますと、大仙市の特別養護老人ホームの入所申込者数は406人となっております。

しかしながら、入所申込者のおよそ98%の方は、現に在宅サービス、ショートステイ、グループホームや小規模多機能型居宅介護などを利用しており、今すぐに施設入所

による介護サービスを必要とする方ばかりではないという実態もありますので、この調査結果を参考にしつつ、法改正後の入所新基準なども考慮しながら必要整備量を見極めていく必要があると考えております。

8月に内閣の審議機関である社会保障制度改革国民会議がまとめた報告書において、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指して、地域で医療・介護を支える「地域包括ケアシステム」の構築が必要であると提案しており、特別養護老人ホームや老人保健施設ばかりではなく、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備など、高齢者の安心を確保し、それぞれのニーズに対応できる多様な住まいの整備が求められるとしております。

大仙市内には、このような高齢者の住まいとして、入居することにより食事や入浴の提供など日常生活に必要な援助や介護サービスが受けられる有料老人ホームが11事業所、比較的元気なうちに入居し、生活相談サービス等日常生活に必要なサービスの提供を受けながら、介護が必要になったときは介護サービスを受けることも可能な高齢者向けの賃貸住宅であるサービス付き高齢者向け住宅が6事業所あります。そのほか、所得に応じた料金で入居し、食事の提供や日常生活に必要な便宜の提供を受けることができるケアハウスが4事業所あり、合わせて481人の方々が利用できる居室が整備されておりますが、特別養護老人ホームの入所申し込みをされた中には、これらの施設を選択し入居される方もあります。

大仙市における高齢者数は、都市部よりも早く2020年頃ピークを迎え、その後は減少するとなると推計しております。また、高齢者を支える労働人口の減少により、介護を担う人材の確保も課題となることから、介護保険施設の整備に当たっては10年、20年後を見据えての計画が必要と考えます。このようなことを踏まえ、特別養護老人ホームの増設・増床については、介護保険事務所において次年度に策定される第6期介護保険事業計画の策定過程の中で、入所申込者数調査やニーズ調査を実施し、現状を把握した上で在宅サービスや地域密着型サービスの整備とあわせ、計画に反映させていくこととしておりますので、当市としても構成市町と協議をしながら、必要なものについては計画に位置付けてまいりたいと考えております。

次に、大都市からの入所者の受け入れについてであります。静岡県南伊豆町の事例については、全国でも先駆的なモデルとして紹介されておりますので承知しておりますが、東京都など大都市で起きる一斉の高齢化に対応するための特別な事例であると捉え

ております。

このようなことを踏まえた上で、市としては先に申し上げましたように、まずは400名を超す入所申込者がいる現状において、入所申し込み後、長く施設への入所を待っている状況を解消し、大仙市の礎を築いてくださった高齢者の方々が、安心して生活できる場所を確保した上で考えていく問題だと考えておりますので、現在のところ県外自治体からの入所受け入れを想定した施設の整備については考えておりません。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、14番。

○14番（武田 隆） 大都市からの高齢者の受け入れの件についてでありますけれども、現在の介護保険制度では74歳までの高齢者が移住して特養や有料老人ホームに入所した場合、移住元が財政負担をする住所地特例制度があるというふうになっております。

しかし、75歳になり、後期高齢者医療制度に移行した場合は、財政負担が受け入れ側の負担になるというふうになっております。このことが法改正により解消されることによって、大都市からの地方移住型特養が大流行りになるというふうに考えられますが、またそのほかに、憲法上では自治体間の交流実績を条件として地方移住型特養も容認していると。南伊豆町のケースは、この自治体間の交流実績というふうに解釈されまして認可が下りておるといようなことだそうでございますけれども、大仙市としては空港に近い、あるいは新幹線の停車駅もあるということからして、家族の方々が訪れやすいというようなプラス条件もあることからして、時流に遅れることなく進んでいけるよう、事前にこの件については準備をしておく必要があると思っておりますけれども、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問にお答えいたしますけれども、調査はいたしますけれども、やる必要はないというふうに考えております。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、14番。

○14番（武田 隆） はっきり言われると非常に困るわけですがけれども、いずれそうい

うふうな法改正等がなされた場合、いずれほかの自治体では、もう手を挙げている自治体が先程申し上げましたとおりにあるわけでございまして、我が大仙市としては遅れをとるといふふうになると思いますので、そういう点につきまして今から例えば法人の方々、社会福祉法人の方々との検討をするなどの準備をしていっていったらいかがでしょうかということでございますので、今、急に施設を建てるとかそういう問題ではございませんので、その土壇場になって慌てないように、今から準備、心構えをしていったらどうかという提言でございますので、よろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋村 誠） 答弁は。

○14番（武田 隆） ありません。

○議長（橋村 誠） これにて14番武田隆君の質問を終わります。

【14番 武田隆議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 一般質問の途中であります。この際、暫時休憩いたします。再開時刻は11時20分といたします。

午前11時10分 休 憩

午前11時20分 再 開

○議長（橋村 誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、9番佐藤文子さん。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、9番。

【9番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（橋村 誠） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

最初に、消費税増税に伴う公経済負担についてお伺いいたします。

政府の2014年度地方財政計画は、新年度予算を消費税増税で落ち込む景気の下支えのための補正予算とあわせ、15カ月予算として編成しております。

新年度政府予算の最大の特徴は、社会保障と税の一体改革に基づき、消費税増税と本格的な社会保障改悪が始まる予算であると言えます。

政府は、景気は緩やかに回復しつつあるとして、予定どおり消費税増税を決定いたしました。その上で地方財政計画では、地方税や地方消費税が増加するので、一般財源総額は増額となると説明しております。一方、地方交付税は、その代替措置であります臨時財政対策債とあわせ、実質的に削減を行っております。その結果、一般財源の総額は、不交団体分の伸びを除けば、僅か0.7%の増にとどまると言われております。

さて、消費税が増税されれば公共工事費や水光熱費、医薬品、事務機器、物品、さらには社会保障の増など、自治体の歳出に係る消費税の負担、いわゆる公経済負担も当然増えることとなると思います。このことによるマイナスの影響は、相当に大きいものだと私は考えています。

当市の平成26年度一般会計における歳入の一般財源は、前年より0.2%減というふうになっておりますが、消費税増税の影響でさらにこの減は大きなものがあるのではないかと考えています。

そこでお伺いたします。消費税増税に伴う公経済負担はどれだけになるものなのか、一般会計・特別会計及び企業会計にわたる試算についてお知らせいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（橋村 誠） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の消費税増税に伴う公経済負担についてであります。平成26年度当初予算における各会計の試算は、一般財源ベースで次のとおりとなっております。

はじめに、一般会計については、需用費等の物件費や修繕等の維持補修費、また、工事請負費等の普通建設事業費などが消費税率改定の影響を受けることとなり、約1億5,960万円と試算しております。

なお、この中には普通会計に分類される土地区画整理事業特別会計及び学校給食事業特別会計において一般会計が実質的に負担する繰出分も含まれております。

次に、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計については、消費税増額分を踏まえた診療報酬の改定がなされておりますが、薬価の引き下げにより全体で0.1%の改定にとどまっていることから、これによる影響はごく少ないものと試算されます。

なお、事務費等にかかわる影響額については、国民健康保険特別会計で約230万円及び後期高齢者医療特別会計で30万円と試算しております。

老人デイサービス事業特別会計については、施設管理費や居宅サービス事業への影響額として約30万円、スキー場特別会計については、市内3スキー場の指定管理料や施設修繕費への影響額として約140万円と試算しております。

次に、簡易水道事業特別会計、各下水道事業特別会計、上水道事業会計については、預かり税である消費税が転嫁された利用料金収入を伴う会計であることから、各会計自体に消費税納税義務があります。利用料金については、消費税増税分を見込み、12月定例会において既に料金改定の議決をいただいていることから、歳出における事業経費に係る消費税増税分の影響はないものとなります。

なお、同じ企業会計である市立大曲病院会計につきましては、主な医業収益である診療報酬が消費税対象外でありますので、診療材料費、業務委託費及び施設改修工事費などについて約670万円の影響が出るものと試算しております。

なお、その他の会計については、事務費等への影響が見込まれますが、予算額が少額なことから、影響額は千円未満と試算しております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、9番。

○9番（佐藤文子） 答弁では、一般会計・特別会計・企業会計等、合わせてまず全部で1億7,000万円ほどの負担だというふうなことのようでありますけれども、今回、一般財源に含まれている地方消費税を増額したというふうなことで、国から来る地方消費税の交付金は一般会計では9,593万2千円というふうになっており、全部の負担分を、増額分の負担分を相殺しますと、結局この地方消費税が増額なところで、結局この市の財政で消費税増税によるこの負担増の影響は倍近く及んでいるというふうにまず聞いたところでありますけれども、こういうことで消費税増税は国民の負担増が8兆円というふうに言われておりますので、甚だ国民に対するこの負担増の影響が大きいばかりではなく、市の財政にとっても決して地方財政計画に見る地方の一般財源は十分確保したというふうには言っておりますけれども、結局増えた分の消費税分へ飛んでしまうというふうなことで、市財政にも影響が大きいというふうに考えております。そう

いうふうな意味で、私たち日本共産党は、国民の皆さんと結びながら4月の増税中止に向けて、これまで以上に力を入れて、まだ取り組んでいるところでありませけれども、この消費税の影響、増税の影響というふうなものを、市としましては国民の生活に最も依拠しながら、市経済にとっても増税は大変問題があるというふうなこの立場で捉えられないものかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 確かにそれぞれ国民負担が消費税増税によって関連する部分が高くなるということで、これはこれで大変なことだと思っております。ただ、我々自治体として考えた場合、国等からも説明していただいておりますが、歳出・歳入の関係で、まずトントンですよ、これが原則になっておりますので、自治体のそういうあれからいきますとトントンであるというふうな認識でおります。ただ、行財政計画、交付税を中心に考えているわけですが、交付税の原資となる部分が相当窮屈になってきていることは皆さんご承知のとおりだと思います。こうした形で、いい悪いは別にして増税した部分を、やはり特に交付税関係の総務省関係のところ、やっぱり中央財政、かなり、我々の需用があるわけですが、出す会計の側とすれば相当綱渡りの形でお金を出してきていますので、多分大きい意味での消費税増税が国会で通ったということは、その分を幾らかでもやはりその景気をよくする方に回さなきゃならないということになると思いますので、我々トントンという中できっちりそうしたものを活かして市民サービスをしていくということが重要だと思っておりますので、消費税増税の問題について直接答弁は避けたいと思います。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、9番。

○9番（佐藤文子） いずれこの消費税増税に伴って12月議会で関連市の事業、各いろいろ料金の改定で水道料金、下水道料金をはじめ、この度、学校給食の給食費なども引き上げたというふうなことで、いわゆるこの住民サービスに相当やっぱりこの負担を、また、市としても住民負担を求めているというふうなことを指摘せざるを得ないわけですが、そうした国のこの増税という悪政に従うような市の運営を、市民サイドに立った方向に転換していただきたいものだというふうなことを申し上げて、この点については終わります。答弁はいりません。

○議長（橋村 誠） 次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 次に、乗合タクシーの多様な利用を求めることについて要望を申し上げます。

乗合タクシーが高齢者の外出や通院の交通手段として大きく貢献していることは言うまでもありません。乗合タクシーは平成16年の旧大曲市で試験運行されて以来、合併後、神岡、南外、仙北へと実施が広げられてきており、現在14のルートで運行されています。この間、運行コースの拡充や停留所の増設、運行時間の増発など、一定の住民要望に沿った改善は図られてきているところではあります。しかし、高齢者世帯の増加や、また、身体能力の低下に伴って、さらなる利便性の高い乗合タクシーへの改善を求める要望もたくさん出されてきております。

その第1点は、現在、乗合タクシーは公共交通空白地域を対象としていることから、鉄道やバス路線に近い地区は対象外となっております。しかし、こうした地区に住む方々は、膝・足腰の傷みで駅やバス停まで歩くことさえも困難で、出掛ける際はタクシーを使っているのが現状であります。是非、乗合タクシーを通してほしいとの声が寄せられております。また、そうした旨の陳情も届けたというふうな声も伺っております。

第2点は、乗合タクシーの運行ルートは、中心市街地への通院などでの利用となっております。南部地区から南部の診療所に通院している方も多いわけであります。そうした方々はタクシーを利用しております。こうした方々から乗合タクシーを利用できるように、是非とも中心市街地ばかりではないそうした地区への運行の要望が出されております。

第3点は、高齢者世帯が増加する中、中心市街地への通院ばかりではなく、近くの診療所、あるいはスーパーに出掛ける際もタクシーを利用している方がおります。短時間乗る場合の乗合タクシー利用ができないものかという要望も出されております。

以上、3点にわたるご要望を述べてまいりましたが、このような運行ルートの拡充など市民の要望に沿った多様な利用と運行を可能にするよう改善を求めるものでありますけれども、ご所見を伺います。

以上です。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 質問の乗合タクシーの多様な利用に関するご要望に関しましては、

昨日の渡邊秀俊議員に対する答弁と同様、大仙市地域公共交通活性化再生協議会の会長であります私からお答えをさせていただきます。

市の乗合タクシー事業につきましては、旧大曲市が平成16年度から実施しておりました制度スキームをもとに、合併後の平成20年度から神岡、西仙北、南外、仙北地域においても通院、買い物など想定される利用目的に応じたルート、ダイヤを設定して実施してまいりました。

また、平成21年度以降も羽後交通株式会社が運行していた路線バスの廃止に伴う代替策や、以前から公共交通がない公共交通空白地域の解消策として、大曲、西仙北、協和、南外、仙北地域において乗合タクシーの新規路線を設置しており、渡邊議員のご質問に対する答弁同様、徐々に利用者は増加している状況にあります。

なお、この公共交通空白地域については、市の実情にあわせ、鉄道駅から概ね700m以上、もしくは路線バスの乗り入れがなく最寄りのバス停までの距離が概ね300m以上の場所にある10世帯以上の自治会単位というふうに「第2期の大仙市のよりよい地域公共交通計画」に独自に定義付けをしているものであります。

市では、昨年11月、この計画にある空白地域でまだ対策を講じていない地域を対象にアンケート調査を実施しており、来年度以降、この結果をもとに地元での座談会開催など住民の方々の声を伺った上で、順次乗合タクシーなどを実施してまいりたいというふうに考えております。

さて、ご要望としていただきました乗合タクシーの多様な利用への対応については、路線バスや一般のタクシーなど、この既存の民間事業との住み分けを明確にし、両方を共存させるといったこの現在の制度スキームでは困難であるというふうに考えております。

しかしながら、市における交通体系については、議員がお話のとおり利用者ニーズの多様化に伴い、再編していく必要があるということは認識しております。このためには、交通対策の視点のみならず福祉分野における高齢者対策、教育分野における通学対策など、他の分野で実施している各施策と連携した総合的な見地において事業を実施することが不可欠であると考えております。

こうした状況も踏まえ、第2期地域公共交通計画が終了する平成27年度には、28年度からの次期計画の策定過程において、現在の制度スキームの見直しや各分野における生活対策に応じた交通体系が確保できるよう、市の体制も含め検討してまいりたいと

いうふうを考えております。

【久米副市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、9番。

○9番（佐藤文子） 28年度からの第3期に向けた公共交通システムの確立というふうなことで、前向きなご答弁をいただいたものだというふうに理解いたしましたけれども、いずれ既存の交通バス会社との競合を避けるというふうなことで、なかなか停留所、駅などとの近い地区からの皆さんは、この乗合タクシーがなかなかこの運行、通してもらえないというふうなことで大変悩んでおられるわけですが、いずれ競合する・しない、じゃあそこをタクシーが通らないからバスを利用しているかということ、全くそうではない。やっぱり100mさえも歩けないというふうなことで、ほとんどの高齢者の皆さん、タクシーを利用されているのが実態でありますので、是非ともそうしたこのニーズを十分に取り入れた方向での新しい体制というふうなものを、福祉サイド、あるいはそういう学校関係等のサイドからの体制を構築していただきたいものだというふうに思います。

もう一点は、すぐにでも改善できないものなのかなというふうな点は、現在、中心市街地に集まっているこの乗合タクシーだわけでありましてけれども、例えば内小友方面から角間川の方に通院される方々は、これはタクシーを利用せざるを得ないというふうなことで利用しているわけですが、是非ともここに通してほしいというこの横断的な運行コースというふうなものは、これはタクシー会社の皆さんとの協議を重ねた上で、比較的長期計画に乗せる以前に実施できるものではないかというふうにこう思いますので、できるところは早めに手をかけるというふうな方向でできないものかどうか、その点のこの2つの確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（橋村 誠） 久米副市長。

○副市長（久米正雄） お答え申し上げたいと思いますが、まず第1点目の件でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、この乗合タクシー、地域公共交通だけじゃなくて高齢者対策とか通学対策など、総合的な考え方の中でご要望のことを考えていきたいというふうに思っております。

それから、確かに現在は幹線に結ぶための乗合タクシーというふうな形になっており

ます。そういうようなことで、路線を増やすというふうなことになりますと、財務もかかるわけでありまして。それで、利用する頻度というふうな、利用者がどのくらいいるか、需要の把握というふうなことも必要というふうに考えております。ですから、そういうことも総合的に考えて、次の計画の中で必要かどうかを判断してまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

○9番（佐藤文子） ありがとうございます。

○議長（橋村 誠） 次に、3番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 最後に、学校給食の無料化について要望申し上げます。

平成26年度学校給食事業特別会計において、給食費納付金は3億7,750万円で、平成25年度と比べ3,210万4千円の増額予算となっております。この要因は、新聞にも報道されましたが、1食当たり20円の値上げが行われたことによるものだと思います。20円は現在の給食費の8%増で、消費税分に当たると考えられます。

私は、これまでも学校給食費の無料化を求めてまいりましたが、消費税増税の影響は義務教育と子どもたちにまで重くのしかかろうとする今、改めて無料にすべきではないかという思いを強くしているところであります。

学校給食をめぐるのは、給食費の滞納が問題となっております。平成24年度決算では440万余りの滞納額となっているようであります。これに対して市では催告状の発行や電話催告、あるいは個別訪問、児童手当からの申し出徴収の実施といった収納対策を講じているようであります。滞納していることや一連のこうした収納対策が子どもたちの心の負担になったりはしないか、あるいは学校内でも子どもたち同士の関係に問題が生じないか大変心配しているところであります。楽しいはずの給食の時間が苦痛だと感じるようなことがあってはなりません。

学校給食法では、食材に係る部分は保護者の負担というふうに規定されていることが給食費無料化の大きな壁になっているようではありますが、現実には払いきれない家庭が増え続けていること、また、就学援助対象が増えていること、さらには就学援助が切り下げられるもとの、援助を受けられない瀬戸際の家庭も大変増えていること、こうしたことを考えますと、是非とも無料化に向けての改善が必要ではないかと思えます。

今日では、給食は食育、そして教育の一環として行われております。義務教育は無償という立場から考えましても、そして、学校給食は全児童生徒に共通して与えられる、

供給されるものであります。ですから、学校給食も当然無償にすべきではないかというふうを考えるわけであります。

言うまでもありませんけれども、学校給食費の値上げは、是非とも行わないでほしい、こうしたことをあわせてお願いをし、見解を求めるものであります。

以上です。

○議長（橋村 誠） 3番の項目に対する答弁を求めます。小笠原教育指導部長。

○教育指導部長（小笠原晃） 質問の、学校給食費の無料化についてお答え申し上げます。

義務教育の一環として行われる学校給食も無償であるべきというご意見であります。以前お答えしたとおり、学校給食法において学校給食実施に必要な施設及び設備に要する経費や運営経費は設置者が負担し、それ以外は保護者負担と明記されておりますので、食材費となる給食費は保護者から負担していただいております。

一方、施設や人件費、特に衛生管理費につきましては、議会のご理解をいただき拡充させていただいております。

本市の子どもたちの学力や体力が良好な状況にある支えの一つとして学校給食を核とする食育の推進があり、子どもたちの望ましい生活や学習習慣、人間関係づくりの確立が図られているものと考えております。

また、本市でも実践が見られるようになりました「弁当の日」などの取り組みも食育の持つ意味を考える上で、意義あるものと思っております。自分で作ることによって当たり前のことに対する気付きや発見があり、伝統的な食文化、食料の生産、流通及び消費について思いを至らせ、食に携わる方々への感謝の気持ちを育む重要な取り組みと考えるからであります。子どもたちには、日頃の保護者の負担についても気付かせ、親に感謝する心を育てたいものであります。

ご承知のとおり経済的に苦勞している保護者に対しましては、給食費も含めた国や市の補助制度を実施しておりますし、今後も補助金申請の紹介や分納などの納めやすい環境づくりに努めてまいりますので、給食費につきましては、これまでどおりお願いしたいと考えております。

次に、給食費の値上げについてであります。

県内では平成20年度に秋田市など7市町村12施設、平成21年度に横手市など8市町20施設が、原油や穀物などの資源価格の上昇等により値上げをしておりますが、大仙市では平成18年度から給食費の値上げをせずに、学校栄養職員等の工夫と努力に

よって給食内容の質や量を確保して給食を提供してまいりました。

しかし、これまでの為替相場の円安による燃料費等の高騰があり、4月から消費税が5%から8%に上がることに伴い、原材料の購入価格が上昇します。また、地元産直グループ等を活用し、地場産率の向上を図り、大仙市産をはじめ地場産の食材を使うことで、より安全・安心でおいしい給食を提供してまいりたいとも考えております。

今回の給食費1食当たりの単価の値上げは20円で、小学校270円、中学校300円とするものでありますが、県学校給食会の調査及び聞き取りによりますと、この4月の県内25市町村の給食費の平均値が小学校約270円、中学校約306円です。本市の給食費は県内のほぼ中間値となっておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、9番。

○9番（佐藤文子） 学校給食法に規定された保護者の負担とする食材等についての保護者負担の規定に関しましては、これは法律では当然そういうふう書いてあるわけですが、だからといってその法律の枠を超えて嵩上げ、上乘せ、そうした条例を作って子どもたちの支援をするといっただけやってきたことが、例えば子どもの医療費の無料化の問題もそうです。法律の枠を超えて自治体の独自にしっかりと子育て支援の一環、あるいは教育に相当力を入れる、食育、こうした農村地域のこうした自治体の中で地場産の農産物を大いに使ってもらい、そのための付加価値もついた食材の提供というふうなためなら、やっぱり市が学校給食に大いに補助金を出す。そしていずれは無料化にして、安心して給食事業を行ってもらいたいというふうな立場が大事なのではないかと思います。

いずれ子育て支援なんかでも法律を超えて嵩上げ、上乘せやって、独自の条例を作って、要綱を作って無償化、無料化を推進してきている栗林市長でありますので、学校給食につきましてもですね、是非ともそういう方向で、市長、検討していただきたいと思っております。

もう一点は、そのいろいろ食材等学校給食事業のコストがだんだんかかっていることは、これは承知しております。でも、こうした考えからいきますと、先程言った地場産の農産物、付加価値もきっちりつけて学校給食に提供しようとする、そして食育を

しっかり行っていくというふうなことは、これから考える食材のコストだって高くなっていくことは間違いないわけです。それに乗じて、応じて、食材費を値上げするというふうなことになるれば、これは大変なことになりますので、やっぱりそこは教育の観点が必要だと思います。食材と流通、生産、そして食卓に上がる、口に入る、そうした中でどういう人たちがかかわっているのかも含めて全てが食育でありますし、給食事業を通しての教育効果というものはものすごくあるというふうに私は思っております。そういうふうな意味でですね、この今の給食費を維持するには、もう値上げをしなければもう食材費を賄うことができないというこうしたスタンスからではなくて、やっぱりこういう値上げを行うんだったら、もうちゃんと無償化して、しっかり教育実践していこうというふうな立場にやっぱりなってもらいたいというふうに思うわけですので、是非これは教育環境条件を整えるそうした立場からの考え方ですので、是非とも市長にお答えいただければというふうに思います。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 子育て、教育、そういう問題については、まず我々決して豊かな自治体ではありませんけれども、やっぱりいろいろ市民の皆さん、様々な関係者の声を入れて、できるだけやはり支援していくというのは大原則でやってきているつもりです。

ただ、この給食の問題については、いろいろ取り方がありますがけれども、非常に低額で、やっぱりしっかりしたものを子どもたちに食べさせるということが教育の一環というふうに捉えていますので、仮にここだけ無償にした場合ですね、モラルの問題とか、あるいは道德の問題、そういった問題から、果たしていいのかという方が私は先に立ちます。余り参考にはならないと思いますが、例えばアメリカなんかでは農産物が余っているからといってばかばかフードスタンプでどんどん低所得者に対して切符で無限に買えるような形の制度であります。そういうものがいいのかなという問題だと思います。私はやはり子どもの頃からやはり経済観念とか、あるいはそういう問題についても、やっぱりこういうことを通じて学んでいくというのは大事だと思っていますので、一定のやはり負担はお願いをしながら、議員がおっしゃるように無償化の方向というのであれば、一定の負担をお願いしながら、その他教育関係、子育ての関係で、やれるものに対してできるだけのをやるという考え方の方がいいのではないかなと思って市政運営しているつもりです。その辺はかなり見解が違ふと思いますけれども、そこを崩してしまいますと何でも無料にしなきゃならないので、そういうことはできない、国の

体制としてはできないので、よろしく願いいたします。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、9番。

○9番（佐藤文子） 近年、非常に経済情勢が大変で、若いお父さん、お母さんたちの経済的な事情から滞納する家庭も増えておるわけですがけれども、そうしたこともあってか、最近その学校給食費を徴収するに当たっては、やっぱり給食費はどれだけお金かかっているんだかきちっとそれを知っていただく、やっぱりお金が大変かかっている、そういうふうなことでやっぱり無償にはできないというふうなことで徴収もするし、そういうふうなこう考え方も出されてきておりますけれども、いろんな経済的な問題、社会のそうした経済観念、こうした学習というふうなものは十分にこう、学校給食を通して学ぶということも絶対ないわけではありませんけれども、そうした場所を学ぶ教科というふうなものもちゃんとあるだろうし、またいろんなこの課外授業だとかでいろんなそうした生産工場、そういった見学なんかも含めてあるわけです。問題はやっぱり学校給食法に基づくその目的、目標に照らして、そこにその経済感覚というふうなものよりも、なおやっぱり食の安全、そして食の生産から供給に至る一連の過程の中での食育、こういったものをしっかり学べる、それだけの給食中に栄養士さん、あるいは給食、作るころの現場の職員の皆さんが来て学習をしたり、また、この生産者が来て誰が作りましと、顔の見えるそうしたこの給食を通じた学習というふうなものは、この経済観念というふうな問題ではなく、そうした面での教育とはがものすごくあると私は思うわけです。そういったところに給食現場の皆さん、栄養士さんをはじめ現場の皆さんが大いにかかわれる、そのためにも教育的な観点で学校給食を進めていただきたいというふうなものであります。そうした意味からも、この本当にこの地元で採れた野菜、食材、付加価値をつけてしっかりと学校給食に提供して、安全でおいしいものを提供する、そこにかかわる人々との、そしてまた地域、食文化の関係で大いに学ぶ機会をこの学校給食を通じてやっていくんだというふうなことを考えれば、誰にでもそうしたこの無償というふうなことで大変豊かな学校給食事業を展開できるものだと私は思っておりますので、秋田県八郎潟町では無償をして、今回の消費税増税に伴う値上げも一切行わないというふうなことで、町独自の子育て支援の一環としてやっているというふうなことなんかには大いに学ぶべきだと思います。そしてまた、群馬県などでは県の教育として、県の

教育として学校給食を無償化する方向の運動も今強められてきているというようなことも伺っております。時代はそうしたやっぱり子育て支援、また、その教育は長い間のこのかかる問題でありますので、大人がやっぱり子どもたちにしっかり残していける、そうした教育基盤の重要な要素でありますので、学校給食もそうした意味から取り組んでいただきたいものだと、いずれ無償に向かう考えも持ってほしいなというふうなことを強くご要望申し上げて終わりたいと思います。

以上です。

○議長（橋村 誠） 答弁は。

○9番（佐藤文子） いいです。ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（橋村 誠） これにて9番佐藤文子さんの質問を終わります。

【9番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（橋村 誠） この際、昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時05分 休 憩

.....
午後 1時00分 再 開

○議長（橋村 誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、6番佐藤育男君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、6番。

【6番 佐藤育男議員 登壇】

○議長（橋村 誠） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（佐藤育男） 大地の会の佐藤育男と言います。午後の大変厳しい時間の一般質問ということで、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年9月の改選によりまして初当選をさせていただき、この場に立たせていただいておりますが、非常に緊張をしております。どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして同様に、初当選をさせていただいた議員が私を含め5名おりますが、一般質問としては私はしんがりを務めるということになります。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の地元の中仙にある桜で知られている八乙女山をフィールドとして行われておりま

すボランティア活動に対しましては、市長はじめ市当局のご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

また、市当局からは、桜守プロジェクトを立ち上げていただいておりますが、中仙の場合、小・中学校の児童生徒を交えて組織的に八乙女山の下刈りやテング巢病の除去、また、桜の木への施肥作業をボランティアとして行っております。おかげさまで、桜の木も徐々にではありますが元気を取り戻してきました。どうぞ議員各位におかれましても、また、市当局の皆様におかれましても、桜の季節には是非ご来場してくださいませようお願いします。

また、今年7月12日に八乙女公園で行われます「森と緑の森林祭」開催においては、八乙女山を守る会挙げて協力をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをします。

さて、私はPTAの活動や中学校の体育文化後援会、そしてスポーツ少年団、さらには各種のボランティア活動を通して25年以上にわたり地域の子どもたちとかかわってきました。子どもたちには、夢を持ち、力強く生き抜く力を養ってほしい、そして、どこへ行ってもふるさとを思える人間に、また、ふるさとに残り、ふるさとのために活躍する人材が育ってくれることを望んで活動をしております。そんな思いを込めながら通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

近年、職業に就き、社会進出する女性が増えたり、核家族傾向にある中で共稼ぎ家庭やひとり親家庭が増えていると言われております。そうした家庭の小学校の子どもたちは、学校の放課後や春休み・夏休み・冬休みなどの長期休業日には、親が仕事をしているために子どもたちだけで過ごすこととなります。このような状況の中、小学生の子どもたちの毎日の放課後の生活を守る施設が学童保育であります。子どもたちが入会し、安心して生活を送ることができることによって、親も安心して仕事を続けることができます。これは、働くことと子育てを両立したい、いわゆる親の働く権利と家庭の生活を守るという大きな役割もあり、利用者が年々増えている状況にあると聞きます。私も保護者会などを通して、「いっぱい入会を断られてしまった」という声を耳にすることがあります。

そこで、大仙市における放課後児童クラブの利用状況と、受け入れる施設の規模及び定員についてお伺いをいたします。

また、厚生労働省で作成した放課後児童クラブガイドラインによりますと、学校との

連携ということで、「子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や
余裕教室等の利用について連携を図ること」とあります。受け入れの施設が不足してい
るのであれば、増設をするか、学校と連携を取り空き教室の活用も考えたらと思いま
すが、いかかでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、放課後児童クラブの対象学年についてです。

大仙市のホームページによれば、小学校低学年（１年から３年）とあります。４年生
以上になれば放課後児童クラブに入会できないということで、帰宅し保護者が帰るまで
子どもたちだけで留守番ということになります。これでは、親も安心して仕事ができま
せんし、子どもにとっても多くの危険が伴うと思います。自立心を養うために一人で留
守番させてもいいのではないかというお方もおられるかもしれませんが、やはり安心・
安全を優先すべきと考えます。

以上のことから、対象児童を高学年まで拡大してはいかがでしょうか、お伺いをいた
します。

また、小学校の長期休業や農繁期等での利用についても、柔軟に対応してはかがで
しょうか、お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（橋村 誠） １番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤育男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の放課後児童クラブについてであります。本事業は児童福祉法第６条の３第２
項により、保護者が労働等の事情により日中、親などが家庭にいない概ね１０歳未満の
児童が対象とされておりました。しかし、平成２４年８月に成立した「子ども・子育て
支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の
一部を改正する法律」により、平成２７年４月から小学校６年生まで対象範囲が拡大さ
れ、その実施は努力義務とされております。

はじめに、入会希望者の利用状況と受入施設の規模、また、今後の施設整備に関する
方針につきましては、当市の放課後児童クラブ事業は、昭和５３年８月に県内でいち早
く大曲小学校に開設した「ぽぷら児童クラブ」をはじめとして、合併前からの１３カ所
を引き継いでスタートしておりますが、平成２５年度に大曲小学校区へ「花園児童クラ
ブ」を新築したことにより２１カ所となり、各施設の定員は面積に応じて１５人から
６０人となっております。

利用状況につきましては、平成26年4月現在の受入定員720人に対して利用予定者は700人で、一部で定員を上回って受け入れる施設もありますが、各施設とも児童1人当たりの基準面積1.65㎡を確保し、児童の生活環境に配慮して受け入れを行っているほか、支援を要する児童に指導員を加配するなど、レベルの高い取り組みに努めているところであります。

今後の施設整備に関する方針については、合併以降、小学校の余裕教室、小学校敷地内の専用施設、公民館などの公共施設、民間委託など受入体制の整備を進めてきたことから、小学校3年生までは概ね受け入れできる状況ですが、引き続き実施場所の確保や受入方法について関係機関と連携しながら整備を行ってまいります。

次に、受入対象を4年生以上まで拡大することにつきましては、これまで障がいがある児童などを受け入れてきたところですが、保護者の要望を受けて平成26年度から定員に余裕のある児童クラブで高学年の利用を開始するため申し込みを受け付けし、4月1日から9カ所の児童クラブで29人を受け入れることにしております。

なお、長期休業など年度途中の受け入れは、これまでも実施しておりますので、こうした取り組みについてホームページ等での周知に努めてまいります。

ホームページが少し古くなっているようですので、すぐ変えさせていただきます。

本事業が児童が安心できる居場所の確保と保護者の皆さんが安心して働ける環境の充実という重要な役割を担っていることを踏まえ、一層のレベルアップに向けた指導員の研修実施や高学年の受入拡大など、問題意識を持って取り組んでまいりたいと思います。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、6番。

○6番（佐藤育男） ご答弁大変ありがとうございました。

要望案件の中には、新年度から対応していただいている部分もありまして大変ありがたいと思っております。

施設の定員を満たす状況であれば、結果的にそれ以上の受け入れを断るということになりますし、利用者にしてみれば断られたというようなことになります。地域の入会希望者の実情に応じた施設整備をしていただきたいと思います。

市当局では、小学校を含めた公共施設や民間施設などの受入体制の整備を進めてきた

と今ご答弁いただきましたが、現在、小学校の空き教室を活用している箇所はあるのでしょうか。それと、効率や子どもたちの安全を考えると、それぞれの小学校に空き教室等を提供していただき、放課後児童クラブを設置したらと思いますが、可能かどうかお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問にお答えいたします。

小学校等のこの空き教室という表現ですけれども、学校側では空いている教室はないというふうにおっしゃっています。余裕教室、できるだけ学校の中で、学校敷地内で区分けをして実施している場所、大曲小学校のぼぷらであるとか、あるいは花館小学校、こういったところでも実施をしております。学校との区分けをしっかりとさせなければなりませんけれども、学校側に、教育委員会側に対しては、かつてより子どもたちの数が少なくなっておりますが、様々なやっぱり授業をやる教室だけではなくて、やはり一定のそういう教室というのは必要だというふうに伺っていますので、ただ、いろいろ学校側にも工夫をいただいて、少し整理をしていただきました余裕に空きスペースを出していただく、そういうことは日常的に行っているつもりであります。これからも学校とよく相談をしながら、教育委員会と相談をしながら、できるだけこう子どもたちのゆとりのあるスペースを児童クラブとして確保していかなきゃならないと思っております。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

○6番（佐藤育男） ありません。

○議長（橋村 誠） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（佐藤育男） それでは、質問させていただきます。

熱戦のソチ冬季五輪も閉幕致しました。日本選手の活躍に寝不足が続きましたが、日本国民に大きな夢と希望を与えてくれました。男子フィギュアで金メダルを獲得した羽生結弦選手の活躍は、被災地の皆さんの大きな励みとなったに違いありません。

スノーボードハーフパイプでも日本選手の平野選手と、それから平岡選手がメダルを獲得いたしました。ともに10代の選手で、平野選手に至っては中学校3年生ということです。

レジェンド葛西と呼ばれる活躍を見せた選手もいますが、やはり若い選手、特に10代の選手の活躍が目立った大会でした。

3月7日からは、冬季パラリンピックが始まります。その代表として秋田南高等学校

1年生の江野麻由子選手がクロスカントリースキー部門に出場します。やはり10代の選手です。活躍を期待したいと思っております。

そして、6年後の2020年には東京オリンピックが開催されます。東京オリンピックで仮に18歳の選手が活躍するとすれば、現在は小学生であります。二十歳の選手が活躍するとすれば、現在は中学生です。そんな思いから、子どものスポーツ活動について質問をさせていただきます。

子どもに対するコーチングは、子どもたちにスポーツの楽しさや面白さを味わってもらい、やる気を出し、自ら考えてプレーすることの大切さを長期的な視野で教えていくことが大切だと考えます。また、文科省に設置されましたスポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議「タスクフォース」と呼ぶんだそうでありますが、その報告書におきましても子どもに対するコーチングは他の競技者に対するコーチング以上に高い倫理観と高度な知識・技能が必要となります。コーチングの現場における暴力行為を断ち切るためにも、子どもの発達段階に応じてやる気を引き出し、自ら考えてプレーすることの大切さを教え、その長いスポーツキャリア全体を視野に入れてコーチングを行うことができるよう、コーチング体制の整備とコーチングの資質能力の向上に取り組む必要があると報告されています。多感な時期で、心身ともに成長過程の真ただ中にいる子どもたちを考えますと全く同感であります。

そこで質問ですが、現在、大仙市のスポーツ少年団におきまして指導者教育の現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、一流プレーヤーのプレーを観戦する機会の提供ということで質問をさせていただきます。

大仙市においては、平成22年度からこころのプロジェクト「夢の教室」事業を実施し、小・中学校の児童生徒を対象に、プロスポーツ選手や芸術家を授業に招き、一緒に体を動かし、一緒に演奏したり講話を聞いたりしています。これは、子どもたちが夢を持ち、それに向かって努力することの大切さを育むには、大きな効果があると思えますし、今後も継続してほしいと思っております。実際の講演となれば、芸術分野では4つの市民会館等で行われます催しもので優れた舞台芸術を鑑賞することができます。

その一方、スポーツの分野においては、市外に行かないと野球やバスケット、サッカーなどのプロの試合観戦ができない現状であります。実際のプレーを観戦することで子どもたちの夢がさらに大きなものとなったり、反対にスポーツの厳しさについても感

じ取ってもらえるいい機会になると考えます。そこで、身近で一流のプレーヤーのプレーを観戦できる機会を提供していただきたいと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の子どものスポーツ活動についてお答えいたします。

はじめに、本市のスポーツ少年団につきましては、91の単位団体があり、指導者859名、団員1,946名で構成され、活動しております。

スポーツ少年団活動を通じて、子どもたちが積極的に運動を行い、体力の向上やスポーツに親しむ習慣、そして意欲を身につける場として大きく寄与していると考えております。

指導者の資質・指導力の向上に資する教育の現状につきましては、技術指導面の充実と安全で効果的な指導体制の確立やスポーツ少年団の理念に基づいた活動の推進、体罰・ハラスメントのない環境づくりが重要なことから、本市スポーツ少年団本部では、毎年研修会を開催しております。今年度は議員ご指摘のように、特に子どもに対するコーチング体制の整備とコーチングの資質能力の向上を目的に、スポーツコーチ学を専門としております日本体育大学伊藤准教授を講師に研修会を実施し、302名の指導者及び保護者が受講しております。このほか秋田県スポーツ少年団本部主催の指導者研修会が年3回開催され、16名に受講いただいております。

また、平成25年度からは長期にわたり指導に当たる認定員に対して、マンネリ化に陥ることなく時代の変化に即応した指導者の責務についての講習を義務付ける大仙市独自のルールを導入しながら、指導者の資質の向上、適切な団活動の運営に努めるよう支援しております。

このほか本市、美郷町、仙北市が連携して独自の活動方針を定め、指導方針や活動の目安などを明確にし、健康状態や学業への影響に配慮するとともに、大人本位の偏狭な勝利至上主義にならないよう市独自のチラシを作成し、毎年全指導者及びスポーツ少年団員保護者へ配布しております。

今後の取り組みといたしましては、引き続き研修会の開催や活動チラシの配布を継続するとともに、新たにスポーツ少年団の主な活動場所となっている市の学校体育施設や社会体育施設等へ活動啓発ポスターを掲示するなど、より一層スポーツ少年団活動の健

全化及び体罰・ハラスメントのない環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、一流プレーヤーのプレーを観戦する機会の提供という問題につきましては、スポーツ選手など日本を代表するトップアスリートとの交流を通じて、子どもたちの夢や志を育む機会とするこころのプロジェクト「夢の教室」事業があります。平成25年度には対象を中学生まで拡大し、小学校で4回、中学校で2回開催しており、平成26年度は、こうした機会の拡充を検討しております。

また、現在、プロバスケットボールリーグbjリーグのプレシーズンゲームをはじめ、リーグに所属する秋田ノーザンハピネッツによるバスケットボールクリニックや毎週金曜日に神岡で開催されておりますプロサッカーチームブラウブリッツ秋田によるサッカー教室、プロ野球選手OBによる少年野球教室、楽天少年野球教室など、「みるスポーツ」やトップレベルの選手と直接交流する「ふれあうスポーツ」を積極的に推進しております。

そのほかに、本市で合宿を行っております首都圏の大学野球リーグに所属する大学選手からの市内小学生や中学生への野球指導の場を引き続き設定するとともに、市内高校及び秋田県近隣の大学などとの交流戦の情報を提供してまいりたいと思います。

また、プロ公式戦やバレーボール、バスケットボールなどの日本リーグや実業団選手権など、本市において開催可能な大会があれば積極的に誘致を推進し、トップスポーツの観戦を通して子どもたちに夢と感動を与えてまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、6番。

○6番（佐藤育男） ご答弁ありがとうございました。

子どもたちへの支援については、一つスポーツ少年団を見れば、1人当たりの助成ということで他市町村を上回る手厚い助成をいただいております。本当にありがたく感謝を申し上げたいと思います。

そうやって市の支援をいただいている中で指導者の資質能力の向上が伴えば、子どもたちの成長に大きな効果があるというふうに考え、質問をさせていただきました。

そして、今後の活動ということで前向きなご答弁をいただき、トップスポーツの観戦機会も積極的に誘致を推進するという旨ご答弁いただきました。本当にありがとうございました。

います。

今回、子どもたちに関することで一般質問させていただきましたが、これからも地域の将来を担う子どもたちへご支援をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。答弁はいりません。

○議長（橋村 誠） これにて6番佐藤育男君の質問を終わります。

【6番 佐藤育男議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、4番佐藤隆盛君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、4番。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

○議長（橋村 誠） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 市民クラブの佐藤隆盛でございます。

通告に従いまして、3点を柱に質問をいたします。

まず、栗林市長は、今議会の施政方針演説では、東日本大震災の被災地への継続支援や交流、そして合併特例債期間の終了に伴う心構えや対策など、その他変わらぬ姿勢で臨むことなど、その考えを披瀝されました。

私は、さらに大事なことは、減反が廃止され、TPPに臨む強い農業を育てるという国の方針がはっきり示されたことにより、この田園都市を目指すとして大仙市の農業と農村空間を育ててきた農村社会の衰退に拍車をかけることは、何としても食い止めなければならないと考えているものですが、この件については他の議員の質問との重複を避け、後日にすることといたします。

また、市長は施政方針の中で人口減少、高齢社会の進展に伴う豪雪対策についても強く意を注がれていると聞き及びました。市長のいわゆる生活弱者への温かい目を感じられ、意を強くした次第であります。

つきまして、私も住みよい大仙市を推進するためにも、一方の生活弱者である障がい者対策について、その現状と将来について質問いたします。

また、天災は忘れた頃にやってくると言われておりますし、一部一般市民からは、この辺は雪は多いが津波も大きな被害もなく、いいところだなどという声も聞くことがありますが、果たしてこの地域の天災に対するその対策は、本当に万全だろうか、このことについても以下若干の質問をいたします。

まずはよろしく願いいたします。

それでは、1番の障がい者雇用について質問いたします。

本市における障害者手帳を所持する障がい者は、身体、知的、精神を含め全人口の約5.8%で5,113人と聞いており、うち約半数が重度の障害を抱えております。市では平成19年に安心して自立した生活を送ることができるまちを目指して大仙市障害者計画、そして大仙市障害福祉計画を策定し、平成24年度には第2次障がい者計画、第3期障がい福祉計画を策定しており、その計画の目的として「障がいのある人もない人も、地域で自分らしく安心して暮らせる大仙市をつくっていくことは、市民の願いである」と述べております。

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援しようとする障害者自立支援法が施行されてから7年になろうとしております。中でも障害者雇用制度については、障害者の雇用の促進に関する法律のもとに、障害者雇用率制度によって障がい者雇用が義務付けられております。この法律において定められている法定雇用率は、昨年5月に各0.2%ずつ引き上げられ、民間企業が2.00%、国・地方公共団体が2.30%、教育委員会も2.30%となっております。

そこで質問いたしますが、県労働局が昨年6月に発表した民間障がい者雇用率は、全国では1.76%、秋田県では1.67%、大曲角館管内は1.60%となっており、年々向上はしてきておるようですが、大仙市内の民間企業数と障がい者雇用人数及び雇用率がどのようになっているのか、まずお知らせください。

市関係の地方公共団体については雇用障がい者数20名、雇用率2.43%となっており、雇用法定率はクリアされておるようですが、教育関係等については雇用障がい者数4名、雇用率2.13%となっており、法定雇用率2.30%に対しては、あと僅かでありまして、早急に対処し、まずは本市としての雇用義務を果たしていただきたいと願うものであります。

この障がい者雇用については、平成20年9月議会において私ども市民クラブの先輩議員である藤井春雄議員も質問しております。その質問で次のような答弁をいただいております。「市役所の障がい者雇用率については、合併により算定の基礎となる職員数が多くなり、実雇用率が低くなったものであります。合併当初の平成17年度の実雇用率は1.32%とかなり低い数値となっておりますが、平成18年度は1.43%、ご指摘の平成19年度は1.56%、今年度は2.0%と徐々に改善され、法定の

2. 1%はクリアできるものではないかと思えます。そしてまた、民間企業における障がい者雇用率は、平成17年で企業社数41社1.19%、19年度には43社1.44%と伸びており、法定雇用率は達しておりませんが、障がい者の雇用人数では37.5人増加しており、市といたしましてもハローワークと協力しながら障がい者の雇用拡大に努めていかなければならないと思っております。」と答えております。あれから6年経過で市役所の法定雇用率改正後の教育委員会の僅かのマイナス数値であるにせよ、地方公共団体については2.43%と法定雇用率が達成しており、市としての雇用義務化を果たしていると言ってもいいのではないかと思います。

しかしながら、大仙市の民間企業障がい者雇用率については、ハローワークと協力しながら障がい者の雇用拡大に努めていかなければと思っておりますと答えておりますが、大曲角館管内の先程の数値から見て、大仙市では達成していないのではと思われま

そこで質問いたしますが、今日までハローワークとどのような雇用拡大に努めてきたのか、もし雇用率未達成の場合には、どこに問題があったのかをあわせてお知らせください。

市では、大曲商工会議所や大仙市商工会などと市街地再開発事業、今年度5月に開業する仙北組合総合病院の改築や花火産業構想など、ともにスクラムを組み進んでおります。私は、市が大曲商工会議所などととも

先月の19日には、障がい者雇用拡大をと仙北地域振興局長、大曲公共安定所長なども、県の障がい者実雇用者率は1.67%で全国平均1.76%を下回っており、様々な国の助成制度を活用し、一人でも多く障がい者雇用を推進してほしいと大曲商工会議所の佐々木会頭に要請書を渡して

また、先日の施政方針で「障がい者支援につきましては、障がい者が住み慣れた地域で自立生活を営むことができるように、引き続き各障がい者福祉サービスや地域生活支援事業などの見直しを進め、より柔軟な障がい者支援が可能となるよう、事業の充実を図ってまいります。」と述べております。このようなことなど含め、どうか市長にも大曲商工会議所佐々木会頭、それから大仙市商工会高貝会長に強く要望し、大仙市として身体障がい者支援及び雇用拡大のため、民間企業雇用率達成していただきたいと願うものであります。市長の答弁をお願いいたします。

○議長（橋村 誠） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、障がい者雇用の状況についてであります。

ハローワーク大曲では、現在、管内単位の公表に改めており、大仙市並びに仙北市、美郷町を合わせた数字を発表しておりますので、こういう前提で答弁させていただきます。

これによると、平成24年6月1日現在では、従業員50人以上を雇用している対象事業所数57、達成企業33、障がい者数129人、雇用率1.51%、平成25年6月1日現在では、事業所数70、達成企業41、障がい者数151人、雇用率1.60%となっております。いずれも事業所で13社、達成企業で8社、障がい者数で22人、雇用率で0.09%の増となっております。

なお、この数字の目安として、公表数値の7割程度が大仙市の数と伺っております。

また、ご指摘の教育委員会につきましては、平成25年4月から法定雇用率が2.1%から2.3%に引き上げられたため未達成となっておりますが、26年度で達成できるよう準備を進めているところです。

次に、これまでの取り組みにつきましては、ハローワーク大曲では雇用率未達成企業への直接訪問を行い、企業経営者の理解を得るため、トライアル雇用、職場実習、助成金の活用など各種支援制度の周知を図っております。

これとあわせて、秋田労働局と秋田県では、障がい者の法定雇用率を上げるため、平成24年度に秋田県障がい者雇用支援プロジェクトチームを設置し、全県各管内毎に商工団体などへ要請行動を行い、会員事業所への浸透を図っております。

大仙市では、ハローワーク大曲、仙北地域振興局、仙北市、美郷町、大仙市で構成する仙北地域雇用促進連絡会議を通じて状況の把握、市内事業所への周知に努めてまいりました。

雇用率未達成につきましては、先程申し上げましたとおり、ここ数年、企業の社会的責任の中で着実に障がい者雇用が進んできておりますが、残念ながら長引く経済不況や当地域の雇用環境は厳しい状況が続いておりますので、企業においては特に製造業を中心に雇用調整が行われるなど、一般雇用も厳しい状況にあったため、障がい者雇用の法定雇用率を達成することができなかつたものと考えております。

次に、商工団体への要望につきましては、今後は市としても県並びにハローワークと一体となって商工団体に対し、会員事業所における障がい者雇用の推進を働きかけてまいります。

また、製造業を中心に組織している大仙市企業連絡協議会、地元雇用促進のための大曲仙北雇用開発協会において啓発活動を行うとともに、農業法人での雇用創出などあらゆる機会を捉えて学卒求人とあわせて障がい者雇用について理解を求めてまいりたいと思います。

先般、新聞に出ましたのは、労働局と県、それからハローワーク、連絡のちょっと取り違いありまして、我々に連絡がなかったということだけであります。今後は一緒にきっちり、これはセレモニーとして要請のお願いをしたいというふうに思っております。

あわせて、大仙市としては商工会並びに商工会議所と定期的な役員との協議を行っておりますので、こうした場でこの障がい者の雇用の問題についても、今までもお願いしてまいりましたけれども、きっちり議題としてお願いしながら努力していただきたい、そういうことをきっちりやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、4番。

○4番（佐藤隆盛） 本当にこう、よく答弁いただきまして、本当にありがとうございました。

ただ、私、ここで一番知りたいということは、6年前には大曲の大仙市の数、会社、企業数とパーセントというか雇用率もはっきり出しておりましたけれども、今の話では管内というか一緒の数字で答弁したと、そのうち7割だということですがけれども、なぜそうなったのかと、逆に、なぜ、いつからそうなったのかということをもしわかればですぬしてもらいたいものだと思います。そのうちの7割が大仙市だよと言われても、いささか私の一番知りたい数字がわからないもので、ちょっとこう気になりました。

それから、あわせてですけれども、この県とハローワークでは、この雇用率を出すには何をもって例えば数字を出している、どういう調べ方をしているのかなど。そこで、当然大仙市商工会議所でも何人、先程数字ちょっと聞きましたけれども、やっぱりその目標を持ってやらなきゃだめだというふうになりましたので、実際のその大曲商工会議

所では、その数字を出してハローワークにとか県に教えた、教えたと言えおかしいんですけれども、そういうふうになっておるのではないかなと思いますけれども、大曲会議所でもその数値をはっきり把握しておるのか、雇用率何ぼなると把握しておるのかと知りたいわけでありませう。

それから、私、なぜこの質問を取り上げたかといいますと、今、先程申しましたけれども、商工会議所とがっちりスクラムを組んでやるとしておるんですけれども、全国、秋田県を含んでも、ここが一番低いわけなんですよ。その人方と一緒に組むのは、組むのはわかるんですけども、やっぱり組む以上は大仙市としても、そこだけは少しこうきっちりと市としても組む以上は商工会さんと組むからやっぱり底を上げてもらいたいと、一番悪いところと一生懸命こう組むというのはいかがなものかと思ってこの質問を取り上げたこととございますので、もしその点について市長からもう一つ、もう一度、考えといいますか、私の今の話に対してお言葉があればと思います。よろしく願います。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） このハローワークのこの数字の発表の仕方でありませうけれども、最近ですね、ここ1、2年前だと思ひませうけれども、小さい範囲ですので町村別とかといひませうとですね、誤解されるということもあるのではないかなというふうには推測しませう。小さい町ですと、法定に達する企業がゼロだったり、あるいは仮に一つ二つあったとしても、名指しでその事業所がわかるとか、そういう問題があるのではないかなと思ひませう。公表はされませうけれども、我々としては業務上そういう数字はハローワークから教えてもらえることになっていませうので、大仙市としてはそのうち数字になりませうけれども、大仙市の数字をもとにして商工団体、あるいは企業、そういうところにてできるだけのお願い、働きかけをしていくというふうにご理解願ひたいと思ひませう。

残念ながらこの部分につきましては、実雇用率とかといいますと、大きい数字で秋田県が最低に近いということは現在も変わっておりませう。それ以上細分化していひませうと、多分そうしたことに当たるので、うち数字は教えていただいておりますので、我々はその大仙市としてこの問題に、商工団体、あるいは企業連絡会を通じたりして、あるいは雇用促進協会も私が責任者になっていませうので、できるだけの働きかけをしていひたいというふうには思ひませう。

先程申し上げましたけれども、この前労働局とハローワークと県という形でいったと

ころに、ちょっと連絡がなかったもんですから、我々が顔を出していなかったというだけであります。来年、新年度からこういう行動をされる場合は、是非我々にも、大仙市にも連絡をくださいということで丁重にハローワークにはお願いしておりますので、こういうことがないようにきっちり同行させていただきたいというふうに思っております。

ただ、それだけではだめですので、議員おっしゃるとおり大仙市として両団体含め様々な大仙市で展開している企業の皆さんに、丁寧をお願いをして歩きたいと思っておりますし、あるいはこの大仙市の障がいを担当する部署を中心にして、いわゆる就職のための訓練とかそういうことはかなり丁寧に我々やっているつもりでありますので、福祉部門とあわせて企業関係、企業対策、一緒になって様々な行動をこれからもとっていきたいと思っております。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

○4番（佐藤隆盛） ありません。

○議長（橋村 誠） 次に、2番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 次に、障がい者に対する市の対応について質問いたします。

この質問も、私、平成19年の6月議会において次のように質問しております。「障がい者に対する市職員の窓口対応、連絡方法など万全であるか。援護福祉課に障がい班が設けられているが、視覚障がい者には点字対応、ろうあ者には手話対応などの十分な体制ができているのか。また、視覚者障がい者への文書送致はどのようになっているのか。そして障がい者への大仙市の基本計画を進める上には、まずは市役所内の充実を図るべきと思うが、市長の考えをお伺いします。」と質問しており、それに対して答弁では「国の特別対策事業を活用し、点字プリンターを購入・設置し、視覚障がい者に対する通知などの文章作成に使用できるようにしてまいりたいと考えておるところです。次に、障がい者に対応できる職員の確保などに係る市役所内の充実につきましては、若手職員の手話通訳養成講座の受験を検討するなどして、総合支所も含め、新市にふさわしい職員体制の確立を、より一層進めなければならないものと考えておるところです。」との答弁をいただいております。

そこで質問いたしますが、その後、障がい者の専用駐車場や出入口のバリアフリー化、そしてエレベーターなどのハード的には整備されておりますが、先程のことについて今現在、その他のことについて今現在どのように改善され行っているのか、お知らせください。

以上でございます。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） ご質問の障がい者に対する市の対応についてお答え申し上げます。

はじめに、現在の障がい者に対する市の窓口対応や連絡方法などについてであります。障がい者手帳の申請をはじめとする障がい福祉に関する制度やサービスの申請及び様々な相談に対応するため、窓口用に「障がい福祉ガイドブック」やパンフレットを作成し、障がい者支援班の職員ができるだけわかりやすく丁寧な説明に努めているところであります。

視覚障がいの方に配布する文書については、展示により作成しているほか、「広報だ いせん」については、これまでと同様に点訳したものや音訳したものを提供しております。また、来庁時の聴覚障がい者等の方々への意思疎通の向上の観点から、本年度から専任の手話通訳者を雇用し、窓口の円滑な対応を実施しております。

また、市役所等周辺のハード面の整備につきましては、議員ご承知のとおり既に点字ブロックや障がい者専用駐車場は市役所側に2カ所、武道館側に1カ所設置したのをはじめ、市民ホールにエレベーターを設置してバリアフリー化に対応したほか、専用駐車場につきましては目立つように白と緑で塗装工事をしております。

次に、平成19年6月議会以降の障がい者に対する改善状況につきましては、平成19年度に点字プリンターを購入し、いつでも点字による文書が作成できる環境の整備を行っております。また、20年度には視覚障がい者に対する情報のバリアフリー化を一層促進するため、視覚障がい者への情報支援といたしまして大曲図書館へ音声読み上げ機器を導入し、音声により読み上げられたものが利用されているほか、外出先での代筆や代読、介護等のサービスを提供する同行援護サービスも実施しております。

また、市の公共施設へは、以前より障がい者就労施設等から消火栓等塗装の発注や除雪用ポールの調達をお願いしておりましたが、今年度の障がい者優先調達促進法に基づき、市役所等公的機関でもさらに積極的に物品等を購入することを推進するためのPRに努めております。

また、平成26年度から障がい者総合支援法において、聴覚等の障がいにより意思疎通を図ることが難しいの方々に対して円滑なコミュニケーションを図るため、手話通訳者の設置が必須義務となったことから、市では既に手話通訳者を雇用し、聴覚障がい者等

への対応を行っているところであります。

あわせて、市では一人でも多くの方々に手話によるコミュニケーションのための手話を知っていただくため、手話で簡単な会話ができるような講習会を開催して、障がい及び障がい者への理解を深めていただく事業も実施しております。

平成26年度の新規事業につきましては、障がい者等に対する理解を深めるための事業として、知的障がい者のスポーツ活動の普及を実施している「スペシャルオリンピックス」への支援を行うとともに、聴覚障がい者等の意思疎通を図るための手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員の養成研修を実施することとしております。

今後も、より柔軟な障がい者支援を実施し、障がい者が住みなれた地域で自立した生活を営むことができるように事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

- 議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。
- 4番（佐藤隆盛） ありません。
- 議長（橋村 誠） 次に、3番の項目について質問を許します。
- 4番（佐藤隆盛） 次に、河川の安全について質問いたします。

仙北地域において自然災害の恐れはと言われると、雪・風・雨・台風・竜巻・雷・地震、その他、津波・山津波・噴火等などは想定外ではありますが、そしてそのほとんどが対策不可能なものばかりに見えます。近年、地球の温暖化に伴い、台風による大雨や集中豪雨などの頻発が懸念される中、昨年9月、近畿地方に列島横断の集中豪雨に見舞われ記録的な大雨で河川の氾濫による被害が報道されました。

秋田県内でも水害や土砂災害が、また、豪雪被害などが発生しており、深刻な状況にあります。

いつか和賀岳に登ったあの真木真昼山の広い山域のそのような集中豪雨が起きたとしたら、この仙北町地域を流れる丸子川・川口川・窪関川などは、少しも心配はないだろうか感じているところであります。どれをとっても、奥羽山脈のあの広大な山中から繰り出す濁流が、これらの水系に集中するのであります。戦後の乱伐による雨水保持ができず洪水を招いた教訓で、山域の植林はご承知の状態であり、かつ河川改修も常識的には遂行できたと一般的には思っていますし、また、思われております。が、例えば川口川の例をとりますと、現地を調査したわけではありませんが、太田地域の住民によると、未改修部分が未だ現存すると聞きます。それが認識不足であればそれに越したことはあ

りませんが、それが事実だとすれば、下流部がそれなりに改修されても上流部が氾濫することにより、その被害が広範に及ぶことは自明の理であります。川は堤防の中に水が流れる部分を川床と言っていますが、改修のときは昔50年に一度、あるいは100年に一度の洪水でも耐えるかという話がありました。一級河川は、県・国の管理であることは承知しておりますが、市としても常時危険箇所の把握は必要と考えますし、ひとり仙北地区ばかりでなく市内を貫通する各河川の安全は、どの程度確保されているか、お考えと現状認識をお知らせください。

私の地域戸地谷川前西地区では、国道のガード下ですが、未だ大雨時に増水時、通行できない箇所なども現存しております。仙北地域協議会でも対応依頼があり、国・県対応と思われませんが、市の対応をもお願いするものであります。

また、各河川の増水時に対応するフラップゲートなどがありますが、機能は万全かお伺いいたします。

市では、平成19年3月に大仙市地域防災計画や平成20年には震災、土砂災害、洪水など、いざというとき慌てないように「大仙市防災ハザードマップ」を一家に一冊配布しております。そして昨年12月には、東日本大震災をもとに、震災対策・一般災害対策に分け「大仙市地域防災計画」の改正案の説明を受けたところであります。

その中の一般災害対策、第2章災害予防計画の水害予防計画は、一部追加、一部修正となっておりますが、どのようなことなのか具体的にお知らせください。

以上であります。

○議長（橋村 誠） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の河川の安全についてお答え申し上げます。

はじめに、河川の安全確保につきましては、市内には国管理2河川、県管理38河川、市管理95河川であります。国及び県管理河川につきましては、河川改修計画に基づく整備と河床整備を含めた河川維持を行い、洪水時に備えた安全対策を講じていると伺っております。

川口川につきましては、延長が1万6,800mであり、整備済み区間が8,500m、未整備区間が6,800m、整備の必要がない区間が1,500mと伺っております。未整備区間の整備促進につきましては、他の河川整備と同様に要望してまいります。

また、平成25年度は河川浚渫を行っており、今後の効果発現につながるものと考え

られますので、事業の継続をあわせて県に要望してまいります。

市管理河川について、現時点での改修計画はありませんが、河床整備等を行い、洪水時における安全確保に努めて、河川維持を実施しております。

次に、豪雨時の戸地谷川前地区における国道ガード下の冠水対策につきましては、これまでは通行止め措置による安全対策でしたが、今後は通行止めによる場合も含め、可搬ポンプによる排水対策を加え、通行の安全性をより確保してまいりたいと考えております。

また、フラップゲート、いわゆる逆流防止弁の機能につきましては、河川増水時の安全性を高めるため、県管理河川に設置されているものについては、平成24年度から年次計画により整備補修を進めており、平成25年度時点で丸子川3カ所、窪堰川5カ所、矢島川5カ所、川口川1カ所の14カ所について整備が完了していると伺っております。

次に、各河川の水害予防につきましては、平成23年6月の大雨による大規模な水害を契機として、「大仙市水防計画」の大幅な見直しを行っております。

具体的な水害対応といたしましては、国土交通省並びに秋田県からの河川・気象情報の提供、または水防警報等の発令に基づき、その情報を防災ネットだいせん等により各地域と職員及び民間の排水担当者に通知し、準備体制をとります。続いて、気象庁や国土交通省並びに県が市内各地に設置している河川の水位、雨量観測所、ライブカメラ等からの情報を分析しながら、必要に応じて市内のパトロールを行うなど警戒に当たります。この際には、一級河川の水位上昇が予測される場合には、国土交通省湯沢河川国道事務所からリエゾン（災害対策現地情報連絡員）が派遣され、情報提供が行われます。水害が予測される場合には、水門管理人、常設ポンプ管理人及び担当職員に防災ネットだいせん等を使用し、出動の指示を出し、内水排除作業を行い、必要に応じて追加排水ポンプを配備・稼働させるなど、早め早めの対応を行うこととしております。

また、内水対策につきましては、丸子川流域を中心に常設ポンプ7カ所を整備することとし、本年度末には当流域における整備計画は完了することとなっております。

また、神岡・仙北・西仙北の3支所に可搬式ポンプ及び発電機を配備したほか、その他の中小河川等の洪水対策といたしまして、道路河川課に可搬式ポンプ11基を配備し、機動力を高めております。

また、平成23年6月の水害の一因となった福部内川の氾濫については、県・市及び大曲市街地丸子川流域水害対策協議会の三者による協議の結果、県による堤防嵩上げ工

事が決定しており、その完成を待って、市では必要箇所には内水排除のための排水ポンプを設置するなどの対策を実施していくこととしております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

○4番（佐藤隆盛） 説明の方はわかりましたけれども、まず私、田口部長に少し質問したいと思いますが、まず私ども建設常任委員会で各支所からいろいろ道路や河川などいろいろな要望をまとめて提出するわけでございますので、河川関係で要望したのがあるのか、そして、今、年度末でありますし、どのような回答をいただいておりますのかなということ、わかりましたらというのはおかしいですけども、その点についてお答え願いたいと、お答えというかお知らせ願いたいと思います。

○議長（橋村 誠） 田口建設部長。

○建設部長（田口隆志） 再質問にお答えさせていただきます。

議員ご案内のとおり、市では毎年各地域からの要望を取りまとめた上で、河川・道路に対して県の方に要望を提出しております。

要望する時期的には、次年度予算編成に間に合うように大体9月頃、要望書を提出させていただきます。26年度分につきましても、9月13日付で要望書を県の方に提出しております。

内容としましては、河川の方ですけれども、河川の改良、改修といいますか、それにかかわるものとして5件、新規が4カ所、継続が1カ所でございます。また、すざらい等の環境整備にかかわるものについては、新規が31件、継続が14件、合わせて45件の要望箇所を提出しております。また、砂防関係では新規が2カ所、継続が2カ所、合わせて4カ所の要望をしております。したがって、全体で54カ所、新規が37、継続が17カ所の要望をしているところでございます。

継続というのは、毎年年次計画でやっていただいている部分、要望箇所全てができないので、改めてまた要望するというような感じの箇所などが含まれております。

これにつきましては、県の方で緊急を要するものについては、その際いろいろ対応策について返答いただいておりますけれども、主に全体的には、やはり26年度の予算がどのような形になるかわからないと、なかなか返答できないというような回答をいただいております。これにつきましてもちょうど年度変わりということで担当者が非常に変わる可能性がありますので、我々としては、この要望につきましては、是非とも引

き継ぎをしっかりとやっていただきたいということで仙北の振興局の方をお願いしているところでございます。

また、年度が明けますと、事務調整会議というのを仙北振興局の建設部と毎年実施しております。時期的には5月頃行っておりますけれども、この際に要望した箇所がどのように予算に反映されているか、実施できるのはどれぐらいまでかということはこの事務調整会議の中で、その機会を見まして県の方に確認している状況でございます。我々としましても、できるだけ各地域の要望がかなえられるよう、県の方には要望しているところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、4番。

○4番（佐藤隆盛） 田口部長からは年度末でそういうことを要望しているということでもありますので、ありがとうございました。田口部長も、それこそこの3月に退職するわけでございますので、本当にお世話になりましたけれども、いろいろ市のこともしっかりと引き継ぎをしていただきたいと、このようにお願ひ申し上げまして終わります。

○議長（橋村 誠） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

【4番 佐藤隆盛議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午後 2時14分 散 会